

使い捨てにされる人びと

2013年6月に米務省が発表した人身売買報告書で、日本は「政府は努力をしているものの、人身売買撤廃のための最低基準を満たしていない国」として評価された（報告はP11に掲載）。この報告書が出されるようになった2001年の調査開始以来、10数年に亘り「最低基準を満たしていない国」と評価され続けていることになる。

その一方で、現実には起きていることが多くの人に知らされず、社会的な問題としても認識されずに、政府の取り組みも進んでいない。そこで、それらの課題を見える形にして発信しようと、IMADR-JCは、人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）、移住労働者と連帯する全国ネットワーク、ノット・フォー・セール・ジャパンと共催で、6月29日に明治大学でシンポジウムを開催した。

シンポジウムは、第1部：外国人技能実習制度にみられる労働分野における人身売買の実態報告、第2部：女性に対する性的搾取の人身売買の実態報告、第3部：問題解決に向けた提言、の三部構成で行なった。

人身売買が行われている国では、例外なく性と労働の両方の分野で人身売買が行われており、日本でも労働搾取の人身売買が行われているが、1件も政府によって人身売買と認定されていないことから、このシンポジウムではその問題を第1部でとりあげ、技能実習生の声も聴いた。その内容は次頁で報告する。

女性の性的搾取に関しては、第2部で武藤かおりさん（NPO法人女性の家サーラー）と藤原志帆子さん（NPO法人ポラリスプロジェクトジャパン）が報告した。被害者の多くが公的な保護・支援につなげていない実態について、また、

夫婦や恋人など親密な関係を利用した人身売買が起きていることについて、シェルターおよびホットラインを民間ベースで運営する二人が、共通した経験として語った。近年、そのような背景のもと、日本人女性が人身売買の被害者になる事件が増えていることも報告された。

第3部の人身売買対策に関する提言では、国連から求められていることとして、2009年7月に国連の人身売買に関する特別報告者であるジョイ・エゼイロさんが日本を公式に訪問調査し、2010年6月に国連人権理事会に日本に対する勧告を含む報告書を提出したことを原由利子（反差別国際運動）が紹介し、改めて21項目の勧告の実施の重要性を訴えた。

さらに、山岡万里子さん（ノット・フォー・セール・ジャパン）が、今年4月にバングラデシュで複数の工場が入居するビルが倒壊し、1,100人を超える労働者が命を落とす大惨事となった事故を例に、安価で手に入る製品の背後にある労働搾取の実態と、そうして作られた製品が実は自分たちの身近にあることを報告した。例えば、私たちは知らないうちに技能実習生が作った野菜を食べているかもしれない。海外ではそうしたつながりを見える形にする取り組みがすでに進んでいることを紹介し、一人ひとりができることを考えてみようと呼びかけた。

最後に、吉田容子さん（弁護士、JNATIP共同代表）が、政府の人身売買対策の体制の確立、技能実習制度の廃止と外国人を労働者として受け入れる制度設計、的確な被害者認定、被害者支援の充実、防止施策のための現行法の見直しや教育・啓発の拡充など、政府に求める要請書案の内容を説明した。

要請書案はシンポジウムの参加者約200人の拍手で採択され、7月1日に政府に送付した（全文はIMADRウェブサイトに掲載）。その後、同要請書をもとに、JNATIPの代表が人身取引対策省庁連絡会議に対して7月30日に申入れを行なった。その要請をもとに9月30日に外国人技能実習生をテーマにした実務者レベルの意見交換を開催し、11月27日には、性的搾取の人身売買に関する意見交換会も予定している。



「外国人技能実習制度に潜む人身売買構造」

鳥井 一平(移住労働者と連帯する全国ネットワーク事務局長/全統一労働組合副中央執行委員長)

日本には欧米でいう労働ビザは存在しない。スキル別の在留資格があるだけだ。外国人の熟練労働者は受け入れるが、単純労働者は受け入れない日本政府の方針を反映している。しかし現実には、人手不足で悩む産業側は単純労働力としての外国人労働者を安いコストで雇用したいという要求が強く、バブル崩壊後の90年代に外国人研修・技能実習制度ができた。「開発途上国への技術移転」を目的としながらも、労働搾取の問題が後を絶たず、2009年に、入管法を改定して研修と技能実習の制度を切り離れたが、依然として技能実習制度の問題は解決していない。

技能実習生の出身地は中国が圧倒的に多く、ベトナム、インドネシア、フィリピン、タイと続く。中小零細企業が組合を作って受け入れる「団体管理型」の形態が増加しており、受け入れ先の53%が従業員50人未満の零細企業である。また、職種では男性は機械・金属、女性は繊維・縫製が多い。経営者は男性が多く、女性の実習生のほとんどはセクハラを経験している。経営者は送り出し国現地へ面接旅行に行つて、受け入れる研修生を直接指名できる仕組みにもなっている。

アメリカ国務省の人身売買レポートによって、人身売買構造として最初に外国人研修・技能実習制度問題が取り上げられ、2008年の国連自由権規約委員会総括所見、2009年の女性差別撤廃委員会最終見解、2010年の人身売買特別報告者エゼイロ報告の勧告、移住者の人権に関する特別報告者のホルヘ勧告などでも制度の問題を指摘されている。

特に制度の問題点として、保証金(デポジット)問題が挙げられる。実習生は50万~100万円を保証金として預け、3年間の就労が終了すると返還される仕組みになっている。就労中に権利主張を行うと没収されてしまうため、実習生が不当な扱いを受けても声を上げられない要因になっている。

強制帰国も深刻である。栃木県のいちご農家で働いていた実習生たちは、時給500円で働かせられ、パソコンや携帯電話を禁止されたことにより連絡手段が絶たれていると訴え出した。その動きを察知した受入機関と農家が、



ニセ警察官を使って空港へ連れて行き、強制的に帰国をさせようとしたが未遂に終わった。

このような人権侵害事件に関して、日本政府や制度監視団体の国際研修協力機構(JITCO)は、「制度を理解しない一部の不心得者によるもの」とみなしているが、そうではない。制度自体に問題がなければ直ちに解決できるはずである。実習生を受け入れている雇用主である社長や農場主は普通の人たちだが、制度自体の歪みが人を変えてしまうため、人権侵害が起きてしまう。人身売買の構造ができてしまう制度となっている。

批判を受け、2009年の入管法改正により、研修制度と技能実習制度は別個のものとなった。研修制度は国際協力機構(JICA)や自治体による受け入れになった。改正後、それまで10万人以上いた「研修生」入国者数が1万6千人まで減少し、偏っていた国籍のバランスも是正された。

しかし、技能実習制度による人身売買の実態は変わっていない。使用者は労働者の人格を尊重し、労働者は労働力だけを契約で結ぶのが民主主義社会における労働契約である。以前メディアは実習制度下での逃走者が後を絶たないと誤った報道をしたが、実際には実習生は倒産などない限り企業を移動することができないため、逃走する率は4%に満たない。保証金などさまざまなことに縛られ、逃げられないし、会社も選べない。技能実習制度は人類最古の労働契約である奴隷労働にあたる。労使対等原則が担保されないのであれば、制度を廃止するしかない。

シンポジウムで報告する鳥井さん

技能実習制度を廃止するまでの当面の措置として、独立した新たな監理機関、強制帰国のチェック、出国時の入国管理局による面接、

保護のためのシェルターの設置、「事前借金」の禁止が必要である。

「外国人技能実習制度問題～弁護士による支援の実態～」

大坂 恭子(弁護士/外国人研修生問題弁護士連絡会 共同代表)



報告する大坂さん

外国人研修生問題弁護士連絡会が設立された当時、保証金や違約金を返済するために働いていた元研修生および元実習生が愛知県に多く存在した。2008年6月1日から全国で裁判が開始されたことから、同年に連絡会を設立し、

現在に至るまで支援している。裁判では、たとえば使用者による預金の管理だけを問題にするのではなく、管理することで逃走できない状態にして過酷な労働を強いた上に、劣悪な宿舎に住まわせる、といった研修生を巡る処遇の全体像を裁判所に訴えることが重要である。

研修生や実習生は、愛知県を例にとっても、名古屋市だけでなく県内あちこちに散らばっているため、さまざまな地域に弁護士が必要である。

研修生や実習生にとって、弁護士に相談することも含め、裁判に訴えるのは非常に難しいことである。現行の制度のもとでは転職ができないため、日本にいる間に権利を行使することは困難で、会社を辞めて帰国する直前に相談を受けることが多い。そのため、帰国してから国際電話で弁護士と連絡しながら裁判をしなければならない。また、隔絶された労働環境から日本語も上達しないことも障壁になっている。受け入れ企業も非常に脆弱であり、正規の賃金を請求すると支払いが数千万円から数億円になるため、倒産する企業が少なくない。たとえば東栄衣料事件(2012年12月仙台で判決)では、ベトナム人実習生は劣悪な労働条件と、宿舎にねずみがいるなど劣悪な住環境におかれていた。実習生は裁判で勝訴したが、会社は倒産してしまい、最低賃金を支払う能力さえないことがわかった。最終的には裁判で認められた金額の10分の1程度の和解金しか受けとることができな

かった。

さまざまな事件の裁判を通して、制度の問題性を痛感している。入管法改定後も明確な法令違反が後を絶たない。千葉県では「88%が法令違反」、岐阜県でも「受入れ事業所8割違反」、総務省発表では「監査98%見落とす」と報道されている。政府は一方で8割以上が制度に違反していると報告しながら、他方で一部の違反者の問題であると認識しており、矛盾している。

日弁連でもプロジェクトチームが結成され、意見をだしている。2011年4月に人権の観点から制度を廃止すべきと日本政府に意見を提出し、2013年6月20日にも再び意見を提出した。制度廃止にあたっては、外国人労働者を受け入れる次の制度を考えなければならない。制度により地域の産業が支えられていることが根本的な問題であり、強い需要が廃止を遅らせている事実を考えなければならない。

技能実習生の声、今現場で何が？

証言① リ・カレンさん(徳島の中国人技能実習生)

徳島からバスで12時間かけてシンポジウムにきた。去年5月に来日し、一年間徳島で縫製の仕事をしていた。着いてみたら日本に来る前の話とまったく違っていった。給料は時給で、仕事がない時は支払われない。残業代も払ってもらえなかった。話が違うので雇用主に何とかしてほしいと要求したところ、仕事がないときに近所の仕事を手伝ってお金をもらったことや、広島の実習生による殺人事件とか領土問題を理由に、ビザの発行が難しいからと帰国を促された。中国の協同組合に相談したところ、一年間のタイムカードの記録と出勤簿の記録が毎月60時間以上違うことが分かった。結局、勤務していた会社から解雇され、協同組合によって他の縫製会社を紹介されたが、低賃金など条件がよくなかったので断ったところ、入国管理局から1ヶ

月の帰国準備ビザを発行された。

証言② 匿名希望

2010年9月に来日した。日本に来る前に縫製とプレスの資格を取得したが、雇用主は国外で縫製した衣料を日本で分別して店舗に卸す会社だった。在留資格の業種と違う仕事をさせられているので家族に連絡し、家族が送り出し機関に問い合わせたところ、何も知らないとの回答があった。しかし、送り出し機関は年数回、日本の企業に巡回に来るため知らないはずがない。来日前の説明では給料は手取り5万円、残業代は1年目が1時間あたり300円で以降毎年100円ずつ増額、3年目の給与が5万5千円ということであった。正規の賃金を知らなかったと言われたこと

を信じて来日した、契約書もないまま働きはじめた。タイムカードもなく、給料は現金支払いであった。どこに相談すればよいのかわからなかったが、ようやく全統一労働組合を知ることができた。組合が交渉の末、契約書を手に入れてくれた。内容を確認したところ、12万4千円の基本給から必要経費を控除しても9万円は受け取れるはずであった。実際には残業をしても5万円しか受け取れなかった。日本に持って来た印鑑は入社翌日に社長にとりあげられ、返してもらっていない。全統一が賃金台帳の提示を求め、それをみたら勝手に私の印鑑が押されていた。私たち技能実習生の立場は弱い。日本の皆さんに助けてほしい。

(報告：原由利子、小松泰介)

2013年人身売買報告書(日本に関する報告部分を抜粋)

国務省人身売買監視対策室 2013年6月19日 翻訳：駐日米国大使館

日本(第2階層)

(初段落省略)

日本政府は、政府が運営する技能実習制度(TTIP)における強制労働の存在について、実務と政策のいずれを通じても対処しなかった。この制度は当初、外国人労働者の基本的な産業上の技能・技術を育成することを目的としていたが、むしろ臨時労働者事業となった。技能実習生の大半は中国人であり、中には職を得るために最高でおよそ5000ドル相当額を支払い、実習を切り上げようとした場合には、何千ドルもに相当する金銭の没収を義務付ける搾取的な契約の下で雇用されている者もいる。手数料、保証金、および「罰則」契約は、2010年以降、禁止されているが、引き続き報告されており、脱出や外部との連絡を防ぐために、技能実習生のパスポートや他の渡航書類を取り上げ、技能実習生の行動を制限する企業もあった。

日本政府は、人身売買撲滅のための最低基準を十分に満たしていないが、満たすべく著しく努力している。本報告書の対象期間中の限定的な法執行の前進にもかかわらず、日本政府は、過去4年間にわたり本報告書が勧告してきた、人身売買関連の訴追を推進する上での大きな空白を補うことになる法の整備と制定を行わなかった。日本政府はまた、人身売買に特化した支援措置も策定せず、代わりに、不十分な、都道府県が運営する配偶者による暴力の被害者用シェルターに引き続き依存した。TTIPは依然として、参加者を悪用から保護するための効果的な監視または手段を欠いていた。いくつかの改革にもかかわらず、オブザーバーは、技能実習生の採用方法や労働条件に変化が見られないと報告している。TTIPにおける労働搾取目的の人身売買の報告があったにもかかわらず、政府が訴追、または有罪にした強制労働の加害者は1人もいなかった。認知された被害者の人数、特に外国人の人身売買被害者の数は減少し、強制労働または強制売春のいずれについても男性の被害者で認知された者は1人もいなかった。

日本への勧告：2000年に採択された国連人身売買議定書に加盟する。あらゆる形態の人身売買を禁止する包括的な人身売買対策法案の起草と法の制定を行う。強制労働の事案を捜査、訴追し、懲役刑を科して犯罪者を処罰する取り組みを大幅に強化する。TTIPにおける強制労働の一因となる保証金、罰則の合意、パスポートの取り上げ、その他の行為の禁止の実施を強化するとともに、説明責任を担保するための監視制度を確立する。第一線にいる担当官が、強制労働または売春の状況に置かれた男女両方の被害者を認知し、人身売買されたことに直接起因する違法行為を犯したことで、被害者が拘束されることのないように徹底するための正式な被害者認知手続きを拡大、実施する。児童買春ツアーに関与する日本人の捜査、訴追、処罰を積極的に行う。